

東毛漁業協同組合遊漁規則
(共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第3号及び第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ、ナマズをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動物	期 間
ア ュ	6月1日から7月31日までの期間内で組合が定める日時から12月31日まで
ヤ マ メ	3月1日から9月20日まで
サクラマス (降海した後に さく河したも のに限る。 以下同じ。)	3月1日から9月20日まで
イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで
マ ス (ヤマメ、サクラ マス、イワナを除く。 以下同じ。)	1月1日から12月31日まで

コ イ フ ナ ウ グ イ オ イ カ ワ ウ ナ ギ ド ジ ョ ウ ナ マ ズ	1月1日から12月31日まで
---	----------------

- 2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本
投 網	1人1統
置 針	1人につき50本
や す	1人につき1本

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
毛 針 釣	ア ュ	漁場全域	4月1日から第三条第一項の組合が定めた日時まで
ぐ い	全 魚 種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
こ ろ が し	全 魚 種	五料橋から上流の利根川	6月1日から組合が定めた日まで
投 網	全 魚 種	華蔵寺橋から上流の粕川 競運橋から竜宮橋までの間 及び中島橋から下流の広瀬川	1月1日から 12月31日まで

- 3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
4 前項の制限は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
ヤマメ	15 cm 以下
サクラマス	15 cm 以下
イワナ	15 cm 以下
マス	15 cm 以下
コイ	10cm 以下
フナ	5cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料の額
全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 置針・やす	1日	1,000円
		1年	4,500円
	同上 投網	1日	1,500円
		1年	6,700円
アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 やす	1日	500円

- 2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 や す	1 年	3 0 0 円

- 3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4 遊漁者は、漁場の底を撈はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

平成25年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-3号

◆◆◆ 注 意 事 項 ◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆ 注 意 事 項 ◆◆◆

別 表 遊漁証取扱所

N0	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	組合事務所	伊勢崎市曲輪町 2 1 - 5	0270(26)1143
2	池田釣具店	伊勢崎市三光町 1 4 - 5	0270(25)2418
3	つり倶楽部	伊勢崎市連取町 1 1 6 6	0270(21)3533
4	田上釣具店	伊勢崎市太田町 8 0 3 - 9	0270(25)6696
5	上州屋伊勢崎店	伊勢崎市田中島町 2 - 1	0270(21)3308
6	つり具のおおつか	伊勢崎市連取町 3 0 9 3 - 4 5	0270(40)5871
7	関口釣具店	伊勢崎市境栄 6 7 0	0270(74)0095
8	今井釣具店	太田市世良田町 1 0 1 0	0276(52)1078
9	セブンイレブン 大泉南原店	邑楽郡大泉町吉田 1 0 1 4 - 1 7	0276(62)5050
10	釣りキング	邑楽群千代田町赤岩 2 0 4 - 7	0276(86)2756
11	小堀釣具店	邑楽群大泉町中央 2 - 3 1 - 5	0276(62)3816
12	セブンイレブン 明和南大島店	邑楽群明和町南大島 2 7 9 - 1	0276(84)1191

